**大阪府夢洲警察署（仮称）新築工事基本設計業務**

**公募型プロポーザル評価基準**

１．総合評価点（100点）

総合評価点　 ＝ 技術評価点（90点） ＋　 価格評価点（10点）

技術評価点（90点） ＝ 実施体制評価点（35点） ＋　 提案書及びヒアリング評価点（55点）

実施体制評価点（35点） ＝ 企業の評価点（5点）＋ 配置技術者の評価点（29点）＋ 府民福祉推進の評価点（1点）

２．実施体制評価（合計35点）

（１） 実施体制の評価項目と配点

提出された参加資格確認書（様式２-１号）、実施体制書（様式３-１号～３-７号、４号）に基づき評価する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 企業の評価 | (1)実施設計業務実績 | 平成22年４月１日から令和７年３月６日までの間に業務が完了した企業の実施設計業務実績を〔別表１〕により評価する。 | 企業 | ３点 |
| (2)設計業務成績評定点 | 令和２年４月１日から令和７年２月19日までの完了日である大阪府における設計業務の実績における設計業務成績点を〔別表２〕により評価する。評価点は平均値とする。 | ２点 |
| 配置技術者の評価 | (3)専門分野の技術者資格 | 分担業務分野について、専門分野の技術者資格の内容を〔別表３〕のとおり評価する。 | 主任技術者 | 意匠 | ２点 |
| 構造 | ２点 |
| 電気 | ２点 |
| 機械 | ２点 |
| (4)実施設計業務の実績と携わった立場 | 各技術者の技術力を下記の順で評価する。平成22年４月１日から令和７年３月６日までの同種又は類似業務の実積【２件まで】〔別表４〕1. 同種業務の実績がある。
2. 類似業務の実績がある。

〔別表５〕携わった立場1. 管理技術者での実績である。
2. 主任技術者での実績である。
3. 上記①②以外での実績である。
 | 統括管理技術者 | ３点 |
| 主任技術者 | 意匠 | ２点 |
| 構造 | ２点 |
| 電気 | ２点 |
| 機械 | ２点 |
| (5) 経験年数 | 経験年数を〔別表６〕又は〔別表７〕により評価する。* 「経験年数」とは、評価する技術者資格の取得後年数とする。
 | 統括管理技術者 | １点 |
| 主任技術者 | 意匠 | １点 |
| 構造 | １点 |
| 電気 | １点 |
| 機械 | １点 |
| (6)ZEB化した実施設計業務の実績と携わった立場 | 各技術者の技術力を下記の順で評価する。令和７年３月６日までの同種又は類似業務の実積【１件まで】〔別表８〕① 同種業務のZEB実績がある。② 類似業務のZEB実績がある。※BELS認証を取得した実績に限る。〔別表５〕携わった立場①　管理技術者での実績である。②　主任技術者での実績である。③　上記①②以外での実績である。 | 統括管理技術者 | １点 |
| 主任技術者 | 意匠 | １点 |
| 電気 | １点 |
| 機械 | １点 |
| (7)ＣＰＤ（継続教育）の取組み状況 | 各主任技術者のＣＰＤ取得単位数を〔別表９〕により評価する。* 令和６年２月19日から令和７年２月19日までの実績とする。
 | 主任技術者 | 意匠 | 0.25点 |
| 構造 | 0.25点 |
| 電気 | 0.25点 |
| 機械 | 0.25点 |
| 府民福祉の推進の評価 | (８)障がい者の雇用状況 | 企業として障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている。 | １点 |
| 合　計 | 　35点 |

* 上記の評価において、統括管理技術者、意匠及び構造の主任技術者の評価点数の合計が8.25点に満たない場合は「ヒアリング対象者」に選定しない。また、電気及び機械の主任技術者の評価点数の合計が、6.25点に満たない場合も、「ヒアリング対象者」に選定しない。

（２） 企業の評価

１）　実施設計業務実績

企業の実施設計業務実績を〔別表１〕により評価する。

〔実績の条件〕

平成22年４月１日から令和７年３月６日までの間に業務を完了した新築、改築又は増築工事に係る実施設計業務

〔別表１〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実績種別 | 評価基準 | 配点 |
| 同種業務(1) | 延べ面積3,900㎡以上の警察署 | ３点 |
| 類似業務(1) | 延べ面積6,500㎡以上の官公庁施設（住宅を除く） | ３点 |
| 同種業務(2) | 延べ面積1,950㎡以上3,900㎡未満の警察署 | ２点 |
| 類似業務(2) | 延べ面積3,900㎡以上6,500㎡未満の官公庁施設（住宅を除く） | ２点 |

* 仮設建築物は除く。増築の場合は増築部分の面積とする。
* 発注者は、国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人であること。
* 設計JVの場合は、「建築実施設計の実績による配点」＋「設備実施設計の実績による配点」をそれぞれ算出し、その和を２で除した値とする。
* 実績を記載する場合は、確認ができる書類を添付すること。なお、記載内容に虚偽内容が認められた場合又は、事実と異なることが判明した場合には、失格とし、申請をしたものに対して入札参加停止措置等を行うことがある。

２）　設計業務成績評定点

令和２年４月１日から令和７年２月19日までの完了日である大阪府における設計業務の実績における設計業務成績点を〔別表２〕により評価する。なお、複数の設計業務成績評定点がある場合は、平均値を〔別表２〕により評価する。

〔別表２〕

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 得点 |
| A.80点以上 | ２点 |
| B.75点以上80点未満 | １点 |
| C.70点以上75点未満 | ０点 |
| D.65点以上70点未満 | -１点 |
| E.65点未満 | -２点 |
| F.実績なし | ０点 |

注１ 設計JVの場合は「建築事務所の設計業務成績評定点（平均値）」と「設備事務所の設計業務成績評定点（平均値）」をそれぞれ算出し、その和を２で除した値とする。

注２ 令和５年２月19日から令和７年２月19日までに70点未満の設計業務成績評定点の実績がある場合は、得点を－１点とし、65点未満の設計業務成績評定点の実績がある場合は得点を－２点とする。なお設計JVの構成員の場合であっても同様とする。

注３ 従前に設計共同企業体での設計業務成績評定点がある場合は、その評定点を当該企業の構成員の設計業務成績評定点とみなし、注１及び注２を適用する。

注４ 設計業務とは基本設計業務、実施設計業務とする。

注５ 「引渡し後に判明した瑕疵に対する文書注意及び評価への反映について」に基づく文書注意を受けた場合は、当該文書に記載している点数を減点したものを当該業務の成績評定点とみなす。

（３） 配置技術者の評価

１）　専門分野の技術者資格

各主任技術者毎に〔別表３〕により評価する。

〔別表３〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分担業務分野 | 評価する技術者資格 | 得点 |
| 意匠 | CASBEE建築評価員\*である一級建築士 | 2.0 |
| 一級建築士 | 1.8 |
| 二級建築士 | 0.8 |
| その他 | 0 |
| 構造 | 構造設計一級建築士 | 2.0 |
| 一級建築士 | 1.6 |
| 電気 | 設備設計一級建築士又はCASBEE建築評価員\*である一級建築士 | 2.0 |
| 一級建築士又は建築設備士又は技術士（電気電子部門） | 1.6 |
| 一級電気工事施工管理技士 | 0.8 |
| 二級電気工事施工管理技士 | 0.4 |
| その他 | 0 |
| 機械 | 設備設計一級建築士又はCASBEE建築評価員\*である一級建築士 | 2.0 |
| 一級建築士又は建築設備士又は技術士（衛生工学部門・機械部門） | 1.6 |
| 一級管工事施工管理技士 | 0.8 |
| 二級管工事施工管理技士 | 0.4 |
| その他 | 0 |

\*　（一財）建築環境・省エネルギー機構が実施するCASBEE建築評価員登録制度に基づき、CASBEE建築評価員として登録されている者。

２) 実施設計業務の実績と携わった立場

統括管理技術者及び各主任技術者の実績（２件）を下表により評価する。

〔各技術者の評価点の計算方法〕

各技術者の実績毎に『配点×〔別表４〕の乗率×〔別表５〕の乗率』を算出し、これらの和を２（※）で除した　値（小数点第３位を四捨五入）を、同種業務又は類似業務の実績の評価点とする。

* 実績が１件の場合も、２で除した値とする。また、実績がない場合は、配点に対する乗率は０とする。

〔実績の条件〕

平成22年４月１日から令和７年３月６日までの間に業務を完了した新築、改築又は増築工事に係る実施設計業務

①　実施設計種別実績【２件】

〔別表４〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実績の種別 | 左記の種別に対応する実績 | 配点に対する乗率 |
| 同種業務(1) | 延べ面積3,900㎡の警察署 | 1.0 |
| 類似業務(1) | 延べ面積6,500㎡以上の官公庁施設（住宅を除く） | 1.0 |
| 同種業務(2) | 延べ面積1,950㎡以上3,900㎡未満の警察署 | 0.5 |
| 類似業務(2) | 延べ面積3,900㎡以上6,500㎡未満の官公庁施設（住宅を除く） | 0.5 |

* 仮設建築物は除く。増築の場合は、増築部分の面積とする。
* 発注者は、国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人であること。
* 実績を記載する場合は、確認ができる書類を添付すること。なお、記載内容に虚偽内容が認められた場合及び、事実と異なることが判明した場合には、失格とし、申請をしたものに対して入札参加停止措置等を行うことがある。

②　携った立場

〔別表５〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本業務での立場実績での立場 | 統括管理技術者の配点に対する乗率 | 各主任技術者の配点に対する乗率 |
| 管理技術者（※１） | 1.0 | 1.0 |
| 主任技術者 | 0.8 | 1.0（※２） |
| 上記以外 | 0.4 | 0.8 |

※１　統括管理技術者、設備設計管理技術者を含む

※２　実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る

３) 資格取得後の経験年数

統括管理技術者及び主任技術者の経験年数毎に〔別表６〕又は〔別表７〕のとおり評価する。

〔別表６〕 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔別表７〕

統括管理技術者の評価に用いる表　　　　　　　　　　　主任技術者の評価に用いる表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経験年数 | 得点 |  | 経験年数 | 得点 |
| 23年以上 | 1.0 |  | 13年以上 | 1.0 |
| 18年以上23年未満 | 0.9 |  | ８年以上13年未満 | 0.9 |
| 13年以上18年未満 | 0.7 |  | ５年以上８年未満 | 0.7 |
| 12年 | 0.6 |  | ４年 | 0.5 |
| 12年未満 | 0 |  | ４年未満 | 0 |

※　「経験年数」とは、評価する技術者資格の取得後年数とする。

※　CASBEE建築評価員、構造設計一級建築士および設備設計一級建築士については一級建築士取得後の年数とする。

※　評価する技術者資格を有しない場合は、配点に対する乗率を「0」とする。

４) ZEB化した実施設計業務の実績と携わった立場

統括管理技術者及び各主任技術者の実績（１件）を下表により評価する。

〔各技術者の評価点の計算方法〕

各技術者の実績毎に『配点×〔別表８〕の乗率×〔別表５〕の乗率』を算出した値（小数点第３位を四捨五入）を、同種業務又は類似業務の実績の評価点とする。

* 実績がない場合は、配点に対する乗率は０とする。

〔実績の条件〕

令和７年３月６日までの間に業務を完了した新築、改築又は増築工事に係る実施設計業務

①　実施設計種別実績【１件】

〔別表８〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実績の種別 | 左記の種別に対応する実績 | 配点に対する乗率 |
| 同種業務(1) | 延べ面積1,200㎡以上の官公庁施設（住宅を除く） | 1.0 |
| 類似業務(1) | 延べ面積2,000㎡以上の事務所 | 1.0 |
| 同種業務(2) | 延べ面積600㎡以上1,200㎡未満の官公庁施設（住宅を除く） | 0.5 |
| 類似業務(2) | 延べ面積1,200㎡以上2,000㎡未満の事務所 | 0.5 |

* BELS認証を取得した実績に限る。
* 仮設建築物は除く。増築の場合は、増築部分の面積とする。
* 官公庁施設の発注者は、国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人であること。
* 事務所とは用途が事務所である民間ビルをいう。
* 実績を記載する場合は、確認ができる書類を添付すること。なお、記載内容に虚偽内容が認められた場合及び、事実と異なることが判明した場合には、失格とし、申請をしたものに対して入札参加停止措置等を行うことがある。
* （３）配置技術者の評価　２）実施設計業務の実績と携わった立場、４) ZEB化した実施設計業務の実績と携わった立場における〔実績の条件〕に示す期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を１日単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行う。

なお、産前・産後休業とは「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業と

は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。

５） ＣＰＤ（継続教育）の取組み状況

各主任技術者のＣＰＤの取組み状況は下表により評価する。

〔ＣＰＤ取得単位の条件〕

① 以下のいずれかにより発行されたＣＰＤ実績証明書の写しの提出が可能なもの。

・建築ＣＰＤ運営会議（建築･設備関連団体等で構成）による「建築ＣＰＤ情報提供制度」（詳しくは、事務局である（公財）建築技術教育普及センターのホームページ<https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/index.html>を参照）

・「建築士会ＣＰＤ制度」（ただし、建築ＣＰＤ情報提供制度認定のプログラムに限り、その旨が記載されている証明書とする。詳しくは、（公社）日本建築士会連合会または各都道府県建築士会に問い合わせのこと。）

1. 令和６年２月19日から令和７年２月19日までの取得単位数とする。

各主任技術者のＣＰＤ取得単位数毎に〔別表９〕により評価する。

〔別表９〕

|  |  |
| --- | --- |
| ＣＰＤ取得単位数 | 得点 |
| 12単位以上 | 0.25 |
| ６単位以上12単位未満 | 0.20 |
| 取得単位あり６単位未満 | 0.10 |
| 取得単位なし | 0 |

* 証明書の発行機関が認めた時間（認定時間）を取得単位とする。

（１認定時間＝取得単位１）

６） 府民福祉の推進の評価

　　 障がい者実雇用率が法定雇用率を超えている場合に評価する。

※１　障がい者の実雇用数の基準日は、公募要領公示日直前の６月１日

　　※２　常用雇用労働者40人以上の民間事業主

公共職業安定所長に提出する「障害者雇用状況報告書」のいずれかの写しを提出すること。

　ただし、「実雇用率」欄の記載が「2.50％」の場合には「計」欄÷「法定雇用障がい者の算定基礎と

なる労働者の数」欄×100の数を2.5％超が分かる小数点以下の桁数まで記載すること。

※３　常用雇用労働者40人未満の民間事業主「障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者40人未

満の事業主用）」の写し（様式第２号）大阪府雇用促進室の受付印のあるものを提出すること。

「行政の福祉化」のホームページに「建設工事等に係る総合評価一般競争入札等における評価」にお知らせと様式があるため参照すること。

URL　 <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kensetsu01.html>

※４ 共同企業体で入札参加する場合は、すべての構成員の実雇用率を記載すること。ただし、すべての

構成員の実雇用率が障がい者の法定雇用率を超えている場合に加算の対象とする。

３．提案書及びヒアリング評価（合計55点）

（１） 評価項目と配点

提出された提案書及び統括管理技術者、主任技術者【意匠】及び設備設計管理技術者又は主任技術者【電気又は機械】に対して行うヒアリングによって、その独創性、具体性（効果）、的確性、実現性等を考慮して総合的に評価する。

〔別表１０〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 業務の実施方針 | 業務の取組体制、設計チームの特徴 | ・本業務に取り組むうえでの本チームの強み | ５点 |
| 本業務への取組み意欲 | ・本施設の特性等諸条件の理解と業務内容の把握・所管課・関係機関等との調整を効率的に進めていくための工夫 ・その他、本業務への強い取組み意欲　 | ５点 |
| 技術提案を求める課題 | 【配置計画】　【施設計画】府民が利用しやすく、安心・安全な警察署として、建物等の「配置計画」、庁舎階構成等の「施設計画」について重視すること。 | 【配置計画】・警察署らしい建物正面性と親しみやすさを確保するうえでの工夫・施設機能を踏まえた適切な動線計画・周辺環境を配慮したうえでの配置計画への工夫 | 12点 |
| 【施設計画】・府民の利便性と円滑な警察機能を確保したゾーニング、動線計画・非常時において、防災拠点として機能するうえでの工夫 ・軟弱地盤を考慮し、コストにも配慮した建物での「地盤沈下対策」「液状化対策」の工夫・2030年秋頃予定のIR開業までに警察署が開署可能な工期短縮の工夫 | 18点 |
| 【環境配慮】建築・設備計画において、地球温暖化対策等の環境配慮について重視すること。 | ・脱炭素社会の実現の観点から、運用面まで考慮した効果的・効率的な工夫・ZEB化における計画の妥当性とイニシャルコスト、ランニングコストの低減への配慮　・エネルギー消費性能はZEB Readyを目標としているか　・木材利用の促進に向け、コストにも配慮した効果的な木質化 | 10点 |
| 【維持管理】施設の長期利用（長寿命化）の視点に立ち、メンテナンスを容易にするとともに、維持管理に要する費用の低減を図るため、建築計画・設備計画の両面で重視すること。 | ・将来の補修や設備更新等のメンテナンスへの配慮・維持管理コストの低減への配慮（環境配慮で提案する内容を除く。） | ５点 |
| **合計** | **55点** |

※　上記の評価において、評価点数の合計が33点に満たない場合は、「最優秀提案者」に選定しない。

（２） 評価方法について

業務の実施方針および提案を求める内容に対する技術提案について、ヒアリングを踏まえ、〔別表１１〕により評価を行い、その評価に対する乗率を各評価項目の配点に乗じ、選定委員の平均値とする。（小数点第３位を四捨五入）

〔別表１１〕

|  |  |
| --- | --- |
| 評価 | 乗率 |
| A　優れている | 1.0 |
| B　やや優れている | 0.8 |
| C　普通 | 0.6 |
| D　やや不十分 | 0.4 |
| E　不十分 | 0.2 |

４．価格評価（合計10点）

提案された価格を下式により評価する。

[評価点の計算方法]

価格評価点　＝　10点　×　（最低価格※　/　提案された価格）

算出した値（小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位まで）を評価点とする。

なお、価格提案書に記載する金額は、本府の示す委託上限額の範囲内とする。

* 「最低価格」とは、提案者のうち、もっとも低く提案された価格をいう。